

## 認定 NPO 法人メッターフレンズ 助成募集要領

### 1 助成の趣旨

「大乘仏教の慈悲の精神を根本とし、生きとし生けるものに対し、苦しみを抜き、楽を与えるため、菩薩行を実践する」という当法人の目的に叶う活動を行う団体に対して、その活動資金を助成します。

### 2 助成の区分

#### A 団体支援助成

助成の趣旨に合致し、その団体の行うすべての事業に公益性と継続性があると認められる団体の運営費に対する助成。申請は単年度とし、年間運営費の 70% を上限とします。

#### B 事業支援助成

助成の趣旨に合致する特定の事業活動費用に対する助成。単年度の申請とし、1 件あたり 30 万円以内とします。申請は 1 団体 1 年 1 件としますが、同様の事業を継続して行う場合、年度ごとに繰り返し申請することができます。

※ 同一年度に、一つの団体が団体支援と事業支援の両方を受給することはできません

### 3 助成件数と交付総額

助成事業の件数と助成金交付金額は、当法人の収支状況によって変動します。審査の結果、助成決定金額が申請金額を下回る場合がありますので、予めご承知下さい。

### 4 助成金の使途

A 団体支援助成は使途を限定しませんが、正当な目的（長期修繕計画など）なしに内部留保をしている場合、返還を求めることがあります。

B 事業支援助成の使途は、専らその事業のための支出であると確認できるものに限定します。例えば人件費の場合、講演会の講師謝金やその事業の専任者の給与は認めますが、役員報酬や他の事業と兼務している職員の給与は認めません。

### 5 応募要件

申請者は、以下の各号のすべてを満たす必要があります

- ① 当法人の事業目的及び助成の趣旨を理解し、賛同していること
- ② 特定非営利活動法人、社団法人など法人格を有する非営利団体であること（法人格のない団体や個人での活動の場合は、当法人が個別に審査した上で申請を認めることがあります）
- ③ 日本国内に本店・本拠地を有していること
- ④ 過去 2 年以上の活動実績があり、決算書や活動報告書を作成していること

(活動実績が2年未満の場合、決算書、活動報告書、予算書、活動計画書を当法人が審査した上で、申請を認めることがあります)

- ⑤ 申請内容が非営利であること
- ⑥ 反社会的勢力及びその関係者でないこと
- ⑦ 特定非営利活動促進法(NPO法)で制限された次の活動に該当しないこと
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

## 6 推薦人

団体助成の申請にあたり、当法人の正社員1名の推薦が必要です。事業助成の場合は推薦人は任意とし、正社員以外の方でも構いません。

推薦人の要件

- ①申請団体をよく知り、助成を受ける事業活動を理解し責任を持って推薦する第三者(団体の役職員やその家族でない者)であること
- ②申請団体、申請事業と利害関係がないこと
- ③当法人から照会を行った場合に対応できる方であること

## 7 募集期間

春期 毎年2月1日から4月末日まで

秋期 毎年8月1日から10月末日まで(提出は郵送に限る。当日消印有効)

## 8 助成対象期間

春期 毎年5月1日から10月末日まで

秋期 毎年11月1日から3月末日まで

## 9 応募方法

- ①申請書類(「助成申請書」「誓約書」「推薦状」)を当法人ホームページからダウンロードして記入して下さい
- ②添付書類(助成申請書に記載)を用意して下さい
- ③助成申請後に問い合わせする場合がありますので、提出前に控えをとって保管しておいて下さい
- ④申請書類・添付書類を当法人宛に郵送して下さい

## 10 選考方法

当法人理事会にて選考、決定します。なお、申請書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください

## 1 1 結果通知

- ①決定通知：春期は毎年5月末までに、秋期は11月末までに書面で行います
- ②助成対象者および助成内容については当法人ホームページに公表いたします
- ③採否の理由についてのご質問には回答いたしかねますのでご了承下さい

## 1 2 助成の取り消し

以下の場合、助成を取り消し、交付した助成金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- ①申請者が助成要件を満たしていないことが明らかになったとき
- ②申請内容について虚偽があることが明らかになったとき
- ③申請者が助成に係る活動の一部または全部を行わなかったとき
- ④利用実績が事業予算の金額を下回ったとき
- ⑤その他、助成の目的にふさわしくないと当法人が判断したとき

## 1 3 受給者の義務

助成金の交付を受けた団体は、その事業で作成するパンフレット・ポスター・webサイトなどに協賛団体として「認定 NPO 法人メッターフレンズ」と記載すること。

また、適当な部数を当法人に提出すること。当法人のロゴやバナーが必要な場合はこれを提供します

## 1 4 事後報告

助成を受けた活動について、活動完了後3ヶ月以内（継続事業の場合、決算終了後3ヶ月以内）に、活動報告と助成金の利用状況を報告していただきます。

報告内容の一部または全部を当法人のホームページで公表いたします。

当法人が必要と判断した場合、収支についての証憑（領収書、振込控など）の提示を求めることがありますので、活動完了後2年間は証憑を保管してください

## 1 5 個人情報の取り扱い

申請に伴って収集した個人情報は、当法人のプライバシーポリシーに則り、利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用いたします。また、法令等で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ること無く、個人情報を第三者に提供いたしません

## 1 6 問い合わせ先および申請書類提出先

認定 NPO 法人メッターフレンズ

〒550-0004 大阪市西区靱本町2-5-12 靱公園プライマリーワン1階

メール： info@metta-f.or.jp

以上